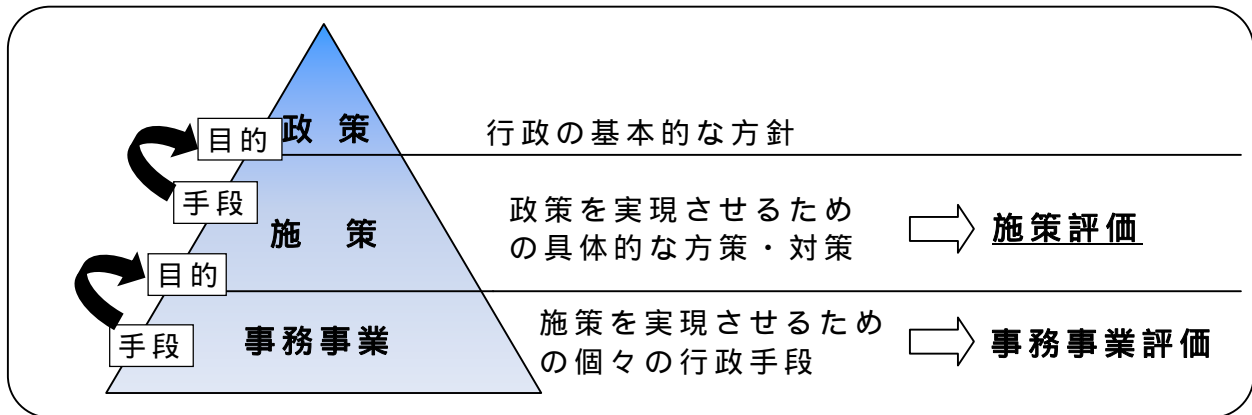


第 4 次総合計画 後期基本計画施策評価からみる課題、今後の方向性

施策評価とは



施策評価の目的

今回の施策評価は、第 4 次総合計画後期基本計画の第 1 次実施計画期間が終了したことから、後期基本計画の中間検証を行うとともに、その検証結果を平成 28 年度からの第 5 次総合計画に反映するため実施するものです。

具体的には、第 4 次総合計画後期基本計画に掲げた各施策の進捗状況、住民意識調査等から把握した市民の意識、外部環境の変化等から今後の課題を明らかにした上で、今後の施策の方向性の判断につなげます。

施策評価の対象

施策評価の対象は、第 4 次総合計画後期基本計画の「第 2 編個別計画」の 68 の具体的施策及び「第 3 編計画を推進するために」の 18 の具体的取組とします。（第 4 次総合計画 後期基本計画書の P 40～41 参照）

施策評価の方法

施策評価は、施策を主に推進する課等長（主担当課等長）を評価責任者として、1 次評価及び 2 次評価の 2 段階で実施しました。

- ・ 評価責任者が施策評価シートを作成し 1 次評価
- ・ 「総合計画及び都市マスタープラン策定会議」の各策定部会で調整の上、1 次評価を決定。
- ・ 「総合計画及び都市マスタープラン策定会議」の部長会議で 2 次評価を実施。

1. 第4次総合計画後期基本計画 施策評価 具体的施策別進捗状況・課題・今後の展開一覧（暫定版）

【第2編 目的別計画】

大綱	節	施策	具体的施策	進捗状況	課題
1章 安心して子育てできるまちを築く					
第1節 市民の子育てを支援します					
1. 子育て支援の推進(重点施策)					
		(1) 子育て支援の推進		順調	少子高齢化の進展にともない、子育て世代が安心して子育てできる環境を整える必要があり、子育て支援事業(子ども医療費助成事業の拡大の検討、乳幼児及び保護者が相互に交流する場所の提供と子育て支援事業等の情報提供や相談・助言など)をさらに充実させる必要がある。
		(2) 子育ての環境づくり		おおむね順調	・平成27年度からの「しろい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」では幼児期の教育・保育の需要量を見込み、それに対応する提供体制の確保の内容などを定め待機児童の解消を図ること、あわせて保育の充実を図っていく必要がある。 ・多様化する保育のニーズに対応するため、子育て支援サービスを充実させる必要がある。
		(3) 障がい児療育の推進		おおむね順調	・発達障がい児に対する理解の推進が必要。また、保護者に対し障害受容をいかに進めるかも課題となっている。 ・障がいの早期発見、早期療育するため、こども発達センターにおいて療養指導を受ける必要のある児童が増加傾向にあるため、対応が必要である。 ・通所児童の増加に対応し、グループ指導、個別指導とも指導枠増設したが、更なる通所児童の増加に対応する必要がある。
2. 児童・青少年の健全育成					
		(1) 児童の健全育成の推進		順調	・児童保育所事業では増加する児童数に対応できるよう、池の上学童保育所の立替への着手したが桜台学童保育所の整備についても検討する必要がある。 ・国では学童保育所および放課後子ども教室など放課後対策の総合的取り組みについて推進する方針を発表しており、その対応が必要である。 ・児童館においては、子育て世代同士が自由に交流できる場所を提供し、さらに広く地域の人々と関わりをもてるよう支援する必要がある。
		(2) 青少年の健全育成の推進		おおむね順調	・地域ぐるみで青少年を見守る活動の推進 ・児童・青少年施策の啓発
第2節 教育環境の整備・充実を図り、子どもの確かな学力と生きる力を育みます					
3. 学校教育の充実(重点施策)					
		(1) 教育・指導内容の充実		順調	・児童・生徒一人ひとりが確かな学力を身につけるため、個別指導の充実や学校と家庭が連携した教育の充実が求められている。 ・学校教育の充実に向け、教職員もさらなる資質や力量の向上が求められている。 ・更に教職員の資質の向上のためには研修内容の充実を図る必要がある。 ・教育情報の提供事業については、国・県の情報など提供の整備がされてきたので、市の事業としての必要性の検討。 ・いじめや不登校への対策が必要。
		(2) 心の教育の充実		順調	・教育相談の増加により、相談内容が社会な環境により多種多様になり、複雑化している。 ・不登校児童生徒の発生率は、全国平均より低いですが、毎年50名前後の児童生徒が不登校となっていることから、今後、不登校児童生徒をたさないような指導をしていく必要がある。
		(3) 学校施設の整備・安全対策の推進		順調	・学校施設の耐震補強工事 ・学校施設の老朽化対策 ・学校給食共同調理場の老朽化対策の手法の検討
		(4) 開かれた学校づくりの推進		順調	・学校が外部人材を活用しやすくするため、各種団体との連携を図っていく必要がある。
		(5) 幼児教育の推進		順調	・「小一プロブレム」(小学校入学後、学校生活に慣れなく(不適応をおこすこと)の解消など幼稚園などから小学校への就学する際の連携の強化が求められている。

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しるい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」を策定 ・相談等の支援事業については、関係各課で連携を図り更なる充実に努め、育児不安解消につなげていく。 ・子ども医療費助成については、拡充について検討する。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しるい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」を推進する。 ・相談等の支援事業については、子ども・子育て新制度の地域子ども・子育て支援事業として位置付け推進していく。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しるい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」を策定する。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しるい子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画)」の推進を図る。保育園の待機児童対策のため、幼稚園の認定こども園への移行推進及び待機数の多い0才～3歳未満の児童を保育する小規模保育所の推進を図る。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども発達センターに通所し、療養指導を受ける必要のある児童が増加傾向にあるため、対応方針を検討する。 ・通所児童の増加に対応し、グループ指導、個別指導とも指導枠増設しているが、更なる通所児童の増加に対応する方針を検討する。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児療育に対する市民理解を深めていく必要があり、市民を対象とした啓発活動を実施する。 	こども発達センターの運営について、市としての方向性やセンターの役割を明確にされたい。
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所事業については、増加する児童数に対応できるよう施設の整備を行うほか、運営における保護者の負担軽減に向けた検討をする。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に従い教育委員会と連携を図り学童保育所および放課後子ども教室など放課後対策の総合的取り組みについて対応していく。 ・児童館では、子どもとその保護者どうしの交流を支援しながら、長期的には世代を超えた交流につながるよう、公民館事業、老人憩いの家と連携していく。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流が少ないことから地域ぐるみで行えるような事業展開を検討する。 ・子どもワンパク大会については、地域行事に位置付けを検討する。 ・青少年の健全育成に資するためスポーツ団体の活動への支援について検討する。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校に対応するための指針を策定 ・教育情報の提供事業については、国・県の情報など提供の整備がされてきたので、市の事業としての必要性を検討する。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の確かな学力の向上、個別指導の充実のためには、補助教員や特別支援教室の介助員等の配置や特別支援教育のさらなる充実を図る。 ・いじめ、不登校などの近年の教育課題に対応するため、教職員の研修の充実を図る。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談内容の多様化に対応し、不登校児童生徒の減少のため、スクールカウンセラーを配置していない学校(小学校8校)については、教育相談員の配置について検討する。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設において、平成27年度末までに耐震が必要な学校施設の改修工事が急務である。 ・学校給食共同調理場老朽化対策事業については、事業手法の検討部会において、PFIが公設かについて検討していく。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設については、耐震化の後はストックマネジメントにより老朽化対策を行っていく。 ・児童・生徒が安全に学校生活が送れるよう、防犯、交通安全など市民との連携や各種施策を講じていく。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材活用のため、関係団体の連携について図っていく。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励費補助については、国庫補助基準に合わせていく。運営費の補助については、「補助内容」と「経営の健全化」について判断する必要がある。(事務については、児童家庭課にて一本化) <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小一プロブレム」(小学校入学後、学校生活に慣れなく不適応をおこすこと)の解消を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携については、定期的な会議だけでなく、日常から連携を強化する。 	1次評価のとおり

大綱	節	施策	具体的施策	進捗状況	課題
2章 安心して暮らせるまちを築く					
第1節 犯罪や事故を未然に防ぎ、自然災害を最小限に防ぎます					
4. 防災対策の推進(重点施策)					
	(1)	防災体制・対策の強化	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の推進と市民への周知 ・さらなる防災対策の推進に向けては、自主防災組織の設立など、地域が主体となった取り組みの強化が必要である。 ・避難行動要支援者対策を自治会など地域団体と連携し、防災体制づくりを進めていく必要がある。 ・避難場所の不足を解消するため民間企業等の協力を得ていくとともに、避難経路の表示等に努める必要がある。 ・大規模災害時の避難場所や物資の供給・運搬をはじめ各種の支援に係る協定の締結について、引き続き充実を図る必要がある。 	
	(2)	消防・救急体制の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数の欠員を解消するとともに消防団の体制強化を図るため、機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の登用を進める必要がある。 	
	(3)	国民保護計画の推進	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態を想定しての避難訓練の実施は、参加者が少ないことが見込まれ現実的ではなく、防災訓練において避難訓練を実施していく必要がある。 ・武力攻撃事態等における情報伝達手段の多様化を図るため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による防災行政無線屋外子局の放送だけでなく、安全・安心メールの活用を推進するため、メール配信登録者の増加を図る必要がある。 	
5. 交通安全・防犯対策の推進					
	(1)	交通安全の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年中においては、市内で2件の死亡事故が発生しており、事故に遭わない、事故を起こさないために、引き続き交通安全思想の普及啓発を実施していく必要がある。 ・放置自転車の撤去作業を実施しているが、未だ放置自転車が存在しており、更なる啓発が必要である。 ・年齢階層別の交通安全思想の啓発を充実させる必要がある。 ・歩道整備においては、未整備の箇所が点在している。 	
	(2)	防犯対策の充実	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の増設に伴い、電気料金等の維持費が増大する。 ・地域の防犯力を高める取り組みの一つとして、防犯灯の設置が引き続き求められている。 ・警察や自治会などと連携し、地域防犯活動を継続するとともに、地域の自主的な防犯組織の設置を進める必要がある。 ・安全・安心メールの登録者数を増やし、より多くの市民に情報提供を進める必要がある。 	
第2節 心と身体のバリアフリーを進め、みんなが助け合うまちをつくります					
6. 障がい者・高齢者福祉の充実					
	(1)	障がい者の生活支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、障がい者グループホームなどの施設が不足しており、今後さらに整備する必要がある。 ・自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスのさらなる充実が求められている。 	
	(2)	障がい者の社会参加・就労支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の福祉的就労の場として就労継続支援B型事業所が2か所あるが、市の福祉作業所は概ね定員に達している状況にあり、今後のニーズ等を考慮し対応を検討する必要がある。 ・一般就労の支援として、就労支援員の配置や、市役所での職業体験、職場体験助成を行っているが、一般就労は難しい状況にある。 	
	(3)	高齢者の生活支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の見直しにより、要支援者のサービスが介護保険からはずれ、市独自のサービスとなることから、市民サービスの低下にならないよう準備する必要がある。 ・健康寿命の延伸のために、高齢期を元気で生活できるよう壮年期から介護予防などの知識の普及と対策を進める必要がある。特に認知症の知識の普及と予防を強化する必要がある。 ・家族力が低下している中、地域における支え合い・見守り・相談体制を強化する必要がある。 ・30分程度で様々なサービス、医療、相談ができる地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターのあり方を検討する必要がある。 	
	(4)	高齢者の社会参加の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口は増加しているため、高齢者クラブの新規加入の促進を図る必要がある。 ・シルバー人材センターは、求められる就労機会を開拓する必要がある。 	
	(5)	保健福祉相談の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉分野は多岐にわたることから、適切な情報収集や関係部署との連携が重要である。 ・保健福祉相談の市民への周知度を高め、市民が気軽に相談できる体制づくりが必要である。 ・平成26年12月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から福祉事務所設置自治体で実施しなければならない生活困窮者自立促進支援事業の自立相談支援事業と事業内容が重複するため調整が必要となっている。 	
	(6)	バリアフリーの環境づくり	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化については、対象箇所が多く整備が遅れているが、障がい者や高齢者が外出しやすく、活動しやすいよう、順次バリアフリー化を進めていく必要がある。 	

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の推進と市民への周知 ・災害の発生時を想定した業務継続計画について、調査・研究を進める。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立、避難行動要支援者名簿の作成、災害支援協定の締結などを促進する。 ・国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の今後の改正動向に注視するとともに、引き続き市の防災対策を推進していく。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の体制強化を図るため、消防団員OBの活用、「特定の時間」「特定の活動」に従事する機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の登用を検討する。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き訓練実施や全国瞬時警報システムの運用を実施して行くとともに、安全・安心メールの登録者数の増加を図るため、防災訓練やなるほど行政講座等において啓発を進める。 	国民保護計画にかかる避難・救援対応等については、通常の防災訓練の中での啓発とし、市単独での訓練等は難しいと思われる。
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の発生場所等の分析を行い、交通安全計画を策定する。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の世代に応じた交通安全教育の充実を図る。 ・駅周辺の放置自転車については、歩行者の安全を確保するため、引き続き放置自転車の撤去や啓発活動を実施する。 ・歩道整備について推進していく。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心メールなどにより犯罪発生状況や防犯対策などに関する情報提供を行い、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、メール配信登録者数の増加に努める。 ・警察や自治会などと連携し、地域防犯活動を継続するとともに、自治会などの地域の自主的な防犯組織の設置を進める。 ・市役所庁舎整備に合わせて、印西警察の分署が設置されることが決定したため、その整備を進める。 ・地区要望などに基づき計画的に防犯灯を設置していくとともに、防犯灯のLED化を進める。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法に基づく平成28年度からの10年計画となる障害者計画を策定する。 ・サービス提供事業者が市内に少ないことから、事業所の誘致(グループホーム運営者)を図る。 ・市民への障がい者理解の推進を図っていく。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した障害者計画に基づき、サービス提供体制等整備など計画的に進める。 ・サービス提供事業者が市内に少ないことから、事業所の誘致(グループホーム運営者)を図る。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体や障害福祉サービス提供事業者などから組織する、自立支援協議会(就労部会)や、関係機関と連携し障害者の就労機会の確保に努める。 ・障害者計画策定後、その推進を図る。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定とその推進。 ・見守りネットワークの構築と推進する。 ・地域包括支援センターの運営形態を検討する。 ・認知症予防、認知症の知識の啓発をさらに進める。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア体制を確立する。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画の策定とその推進。 ・高齢者就労指導センターの事業内容の見直し結果の分析をもとに事業改善を図る。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブの加入促進の方策を検討する。 ・シルバー人材センターは、一般市民の求められる仕事と供給できる人材の把握に努める。また、高齢者の求める仕事の発掘を行う。 	高齢者クラブについては、より社会参加するよう、今後は趣味の範囲での集まりによるクラブなど、既存とは違うクラブのあり方について研究・検討されたい。
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉相談事業と生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業の整合性を図り、移行する。 ・移行にあたっては、直営方式・委託方式の検討を行い、平成27年4月実施に向け準備を進める。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者が外出しやすく、活動しやすい環境を整えるため、順次バリアフリー化を進める。 ・道路、公園以外の公共施設を含めた市全体のバリアフリーの環境づくりを進める。 	1次評価のとおり

大綱	節	施策	具体的施策	進捗状況	課題
		7. 地域福祉社会の形成(重点施策)			
		(1) 地域福祉ネットワークの形成		おおむね順調	・地域福祉計画推進にむけ、地域のネットワーク構築のための福祉コーディネーターの配置が必要である。
		(2) 地域福祉活動の支援		やや遅れている	・要援護者の個別支援計画策定にむけ、個人情報の保護、情報の共有、また、要援護者の把握と支援する人の確保、さらに市側での個別計画策定の体制づくりを進める必要がある。 ・現在7つの地区社会福祉協議会が、2つの中学校区、5つの小学校区で結成されちるが、地域福祉計画では、9つの小学校区ごとの地域活動を推進することを目指しており、これに向け拠点の整備、分割が課題である。
		第3節 相互理解を深め、人権を尊重しあえる社会をつくります			
		8. 人権が尊重される社会の推進			
		(1) 人権意識の啓発		おおむね順調	・いじめなどの課題に対応するため、人権擁護委員とともに児童に対する人権意識の啓発を行う必要がある。 ・人権は、高齢者、障害者、外国人、子ども、労働者、配偶者等を対象に様々な侵害があり、個々に入権尊重の理念の正しい知識と理解が得られるよう意識啓発を行うことが必要である。
		(2) 虐待防止と自立の支援		順調	・人権侵害は把握することが困難なケースが多く、本人からの相談がないと浮き彫りになりづらい状況がある。 ・人権侵害は生命に関わる場合や、二次被害として子どもへ悪影響を及ぼす場合もあるため、早期発見、かつ、きめ細やかな対応が求められる。 ・児童、高齢者や障がい者などの虐待防止に向けて、それぞれに応じた意識啓発を更に充実する必要がある。 ・DVについては、正しい知識と理解が得られるよう広く周知し、その防止に向けた意識啓発を行う必要がある。
		(3) 外国人市民への支援		おおむね順調	・外国人市民が安定した市民生活を送ることができるよう、市民と外国人市民が相互に理解できることが求められているが、外国人市民が必要としている情報が何かを把握できていない。 ・国際交流協会と連携するほか、外国人モニターの募集等を行い、外国人市民が日常生活の中での困っていることなどの情報収集を行う必要がある。 ・外国人市民の国の構成を考えると、英語のみの情報提供で十分か否かを検討する必要がある。
		9. 男女共同参画社会の推進			
		(1) 学習機会や情報などの提供		やや遅れている	・男女平等意識の醸成と男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画に関する施策や現状等の情報の収集に努め、市民や青少年女性センター等と協力して学習の機会を確保する必要がある。 ・様々な機会や媒体を活用した情報提供を行う必要がある。
		(2) 家庭や地域、職場における男女共同参画の推進		おおむね順調	・男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性だけの課題として認識され、男性に浸透していない状況がある。 ・子どもの増加や高齢化、核家族や1人親世帯の増加などにより、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた方策を検討する必要がある。
		10. 平和・国際理解の推進			
		(1) 平和意識の醸成		おおむね順調	・「平和都市宣言」とその趣旨を周知するとともに、平和の大切さを伝える場を充実させ、幅広い市民の平和意識を深めることが必要である。
		(2) 国際理解の推進		順調	・学校教育や生涯学習等の場を通じて、また、国際交流協会と連携しながら、より多くの市民が参加できる事業を検討する必要がある。 ・隔年実施の市民交流事業については、参加者が少ない状況にあるため、事業内容について検討する必要がある。

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
(短期的方針) 福祉コーディネーターの育成、地域ネットワークの構築を進める。 (中長期的方針) 平成24年に策定した地域福祉計画の推進を図る。	1次評価のとおり
(短期的方針) 災害時避難要援護者の個別支援計画の策定を早急に行う。(市の支援体制の整備) (中長期的方針) 自治会、地区社会福祉協議会、防災会などで地域ネットワークを構築し、小学校単位での地域福祉の向上を目指す。	1次評価のとおり
(短期的方針) 平成26年度から小学生を対象に、人権擁護委員による「人権教室」を行う。 (中長期的方針) 人権擁護委員と連携し、人権尊重の理念や正しい知識の理解が得られるよう、幅広い内容の啓発を行う。	関係各課と連携し、庁内全体で人権意識に関する情報提供、啓発に取り組まれない。
(中長期的方針) 虐待等の未然防止に向けた積極的な意識啓発を行う。 広く人権尊重のための情報発信を行う。	1次評価のとおり
(中長期的方針) 外国人市民も住みやすい白井市を目指し、市が外国人市民に知っていただきたい情報の整理、外国人市民が必要としている情報の把握を行って事業を展開する。 外国人市民に対する情報提供の方策について検討する。	1次評価のとおり
(短期的方針) 市民が男女共同参画施策を提案し、実行する市民企画制度を取り入れるなど、市民の学習機会を創出する。 教育委員会と連携して、青少年女性センターをはじめ各センターで講座を開催するなど、学習機会の充実を検討する。 (中長期的方針) 広報紙やホームページの活用のほか、情報提供手段の拡充を検討する。	男女共同参画に関する現行の施策(「学習機会や情報などの提供」「家庭や地域、職場における男女共同参画の推進」)について一本化するなど、施策を整理されたい。
(短期的方針) 性別を問わず、広く男女共同参画に関する意識啓発を実施する。 ワークライフバランスの更なる推進やDV対策等を取り入れた男女平等推進行動計画(平成28年度～)を策定する。 (中長期的方針) 男女平等推進行動計画に基づく施策を推進する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) 平和映画会の開催のほか、平和の朗読会、体験談を聞く会の開催等より多くの市民が参加でき、平和の大切さを考える場の充実を検討する。 平和意識の醸成のための事業を展開する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) 国際交流や国際理解のための事業について、多くの市民の参加が得られる手法を国際交流協会等とともに検討する。 外国語に堪能なシニア世代の能力を生かすため、通訳等に協力いただける市民の組織化について研究等を行う。	1次評価のとおり

大綱	節 施策	具体的施策	進捗状況	課題
3章 健康で暮らせるまちを築く				
第1節 市民一人ひとりの健康づくりを支援します				
11. 健康づくりの推進				
	(1) 健康づくりの支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知が十分に行われているのか、実施している保健事業が市民のニーズを的確にとらえているのか検証が必要である。 ・市が支援するだけでは市民の行動を変えるのはむずかしいため、もっと積極的な行動変容を促す必要がある。特に予防できる疾患などに対しては、知識の普及だけでなく実践できるような仕組みづくりが必要だと考える。 ・健康教育を受けた人(生活習慣病予防教室参加者など)は、一部の市民の繰り返し利用者・参加者であるので、新規の利用者・参加者を増やす取り組みが求められる。 ・市の健康課題(急速に高齢化が進む・生活習慣病が増加している・健康づくりへの無関心など)に対応し、予防的な事業を展開する必要がある。 ・こころの健康に課題を抱える人は、困っていても相談しにくい状況がある。 	
	(2) 食育の推進	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・食育は様々な分野や年代を含む取組であるため、関係機関が連携・協力しながら展開していく必要があり、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域などにおいて、子どもの頃から食への関心を高めるための機会をつくることが重要である。 ・高齢者になってもそしゃく能力を保持していくためには、子どもの頃からのむし歯予防、正しい歯みがき習慣、よくかんで食べることが重要である。平成24年度に制定した歯科口腔保健の推進に関する法律の施策目標に、幼児期及び学齢期の口腔機能の獲得及び成人期及び高齢期の口腔機能の維持向上が位置づけられたことから、生涯おいしく食べられるよう、引き続き市民への周知啓発等を行う必要がある。 	
12. 保健・医療の充実(重点施策)				
	(1) 母子保健の充実	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期までの継続した支援を通し、親が安心して子育てができ、子どもが健やかに育つような母子保健サービスの充実が求められている。社会情勢として、虐待の件数が増加しており、早期発見・予防が重要視されている。 ・多種の予防接種があり、接種回数も増えていることから、接種漏れを防ぎ、スムーズに予防接種が進めていけるよう情報提供や相談に対応することが求められる。 	
	(2) 疾病予防対策の充実	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・小5、中1に実施している小児生活習慣病予防検診の事後措置(結果通知文書及び有所見者に配布する資料)について、保護者の意識啓発が図れるよう内容を見直す必要がある。 ・特定健診やがん検診などの受診率は他隣市町村と比較すると高いものの、その必要性を啓発し、健(検)診受診率のさらなる向上に努める必要がある。 ・医療費の抑制という観点からも、メタボリックシンドロームのハイリスク者への保健指導、それと連動した広く市民に向けた生活習慣病予防の啓発が重要。 	
	(3) 地域医療体制の推進	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科を標榜する医療機関は少なくないが、休日・夜間や緊急時の医療体制の確保は、医師、看護師不足等から困難な状況である。 ・救急歯科医療サービスの提供及び歯科医療情報の提供について、引き続き市で実施していくことが求められている。 	

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
<p>(短期的方針) ・より多くの市民に健康情報や保健事業を周知する。関係機関や市民団体の協力を得て、新たな参加者を増やす取り組みを行う。</p> <p>(中長期的方針) ・市の人口構成から、今後は急速に高齢化が進行し、認知症や要介護の人が増加すると予想される。そのため、健康寿命を延伸する取り組みが求められている。 ・健康寿命を延ばすよう、生活習慣病予防対策を更に充実させ、COPD、ロコモティブシンドローム等新たな健康課題への取り組みを進める。 ・うつ病などの心の病気は早期に発見し治療につなげることが重要であり、多くの人が心の病気について正確な知識を持ち、自身や周囲の人の健康状態に関心を持てるように啓発する必要がある。また、自殺対策は関係機関と連携して包括的な取り組みを進める。</p>	1次評価のとおり
<p>(短期的方針) ・平成26年度に「(仮称)白井市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定することに伴い、定期歯科検診等の受診促進を目的として、妊婦歯科健康診査及び後期高齢者の歯科健康診査の実施を新たに検討する。</p> <p>・平成26年度、27年度に第2次しるい健康プランを策定する。「健康増進計画」とともに「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」を盛り込み、ライフステージに応じた食育の推進を図っていく。</p> <p>(中長期的方針) ・第2次しるい健康プランを推進する。 ・個食、肥満、痩身など新たな指標とその対策に向けた施策を検討する。</p>	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針) ・親が必要を感じた時に気軽に専門職や地域の支援者等に相談でき、育児不安や負担感が軽減される環境をより充実させる。 ・接種もれ等を防ぐために接種勧奨を行い、複雑な予防接種に対しては個々にアドバイス等実施していく。</p>	1次評価のとおり
<p>(短期的方針) ・小5、中1に実施している小児生活習慣病予防検診の結果通知文書及び資料について、保護者が生活習慣の改善に取り組めるよう、また、より改善につながるような内容にしていくため、今後養護教諭部会で検討する。 ・受診率の向上については、地区活動の際や幼児健診の通知の中にごん検診申し込み用紙を同封するなど、様々な機会をとらえ健診の必要性について啓発を行います。また、保育コーナーの設置や複数の健診の同時実施など利便性の向上に努める。</p> <p>(中長期的方針) ・特定保健指導の実施にあたっては、運動指導の一部委託を実施し効果を上げており、保健指導を受けられる方を増やすため、今後も委託等による保健指導の提供体制の充実を検討する。</p>	医療費削減のため、国保のデータを整理・活用し、それを基に事業を進められたい。
<p>(中長期的方針) ・引き続き市歯科医への訪問歯科器材の貸し出し、訪問歯科医療サービス実施歯科医療機関の情報提供、年末年始の歯科診療の委託事業について市で実施していく。 ・休日・夜間及び年末年始、緊急時の小児救急医療については、市民には引き続き印旛市郡初期急病診療所の情報提供を行い、市内病院へは休日・夜間及び年末年始、緊急時の体制整備の要望を引き続き行っていく。</p>	1次評価のとおり

大綱	節 施策	具体的施策	進捗状況	課題
4章 元気に活躍できるまちを築く				
第1節 市民が進める地域・まちづくりを支援します				
13. 地区コミュニティの活性化支援(重点施策)				
	(1)自治組織の活動支援	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの核となる自治会、町会等の活動は、生活環境の保全や防犯・防災対策、子育て支援など市民生活の全ての分野に関わりがあり、果たす役割・機能は重要となっている。 ・住宅地が開発された際に自治会が設立されない場合があり、自治会加入率の増加に取り組む上での課題となっている。 ・ライフスタイルの変化などにより、人と人のつながりが薄れてきており、一部の地域では自治会、町会離れが見られる。また、自治会に加入しても、地域活動に参加しないなど、活動の担い手が不足している。 ・およそ8割の自治会等長が1年で交代してしまうため継続性がなく、いかに継続性を持たせるかが課題となっている。 	
	(2)地区コミュニティの活性化支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から、小学校区単位を基礎とした自治会等長による自治連合会の支部を組織化し、各支部において様々な地域コミュニティ活動が行われているが、課題としては自治会等長の概ね8割が1年任期のため、長期的視点における事業の推進が難しい。 	
	(3)コミュニティ施設の充実	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・西白井地区のコミュニティ施設については、地域づくりの活動拠点となる集会などにも利用できる施設を整備することは重要であり、強く望まれている。今後、施設整備に向け建設準備委員会を設置し、具体的な施設内容、管理運営方法等について検討する必要がある。 ・西白井複合センターの利用が多いことから、それを補完する施設が必要である。 	
14. 公益的市民活動の支援				
	(1)公益的市民活動の支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊・シニアの世代を含めてさらに多くの市民の理解と参加を促進できるよう情報提供や活動支援を充実させる必要がある。 ・市民活動を活性化させるための人材の育成が求められている。 ・公益活動を広げるためには、市民団体同士の連携、協働も必要であり、そのためには推進センターのコーディネート機能強化が求められる。 	
第2節 生涯にわたる学習活動や文化活動を支援します				
15. 生涯にわたる学習活動の支援(重点施策)				
	(1)生涯学習活動の支援	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の役割については、団体での社会教育の場から個々の生涯学習の場への過渡期にある。 ・図書館は、社会の情勢を考慮しつつ、利用状況に応じたサービスのあり方が求められている。 	
16. スポーツ活動の支援				
	(1)スポーツ活動の支援	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで体力や年齢に応じ、多くの市民が地域でスポーツを楽しめる体制づくりが求められている。 ・自己実現や健康づくりに加えて、スポーツを通じての地域コミュニティへの貢献など幅広い活動が求められている。 	
	(2)スポーツ環境の充実	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設によっては老朽化してきており、対応が求められている。 	
17. 文化・芸術活動の支援				
	(1)文化・芸術活動の支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術で社会貢献をしようとする有志が62名集まり、その関係者によって平成25年度に白井市文化団体協議会が立ち上げられたため、その自主的活動への支援が課題である。 	
	(2)歴史・文化財の保存と活用	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化財や地域の伝統文化・技術の保存・継承の必要性を広報して行く必要がある。 ・社会変動の中で多くの文化財は消失の危機に瀕しており、昔から引き継がれた地域の民俗、歴史的経緯を知る世代の高齢化が進んでいる。 ・市民が主体的に保護活動を実践することは一定の成果を得られたが、次の段階(量的な修補だけでなく、修補の質的向上と、市民のさらなる自立的実践)を考える必要がある。 ・市史編さん事業が活動休止している。 	

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会未設置地区に対し自治会設立の働きかけを引き続き行う。 ・自治会への加入促進、活動の担い手の確保、役員の継続性の必要性等について啓発を行う。 ・テントや餅つき機といったコミュニティ備品の貸し出しや自治会ハンドブックの更新等、補助金だけでなく多角的な側面から自治会を支援していく。 	<p>新規の自治会設置にあたっては、活動拠点の整備について検討する必要がある。</p>
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的・継続的に地域課題の解決に取り組むことができる小学校区単位でのモデル地区づくりに向けた取り組みを行う。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期的方針で取り組んだ小学校単位のモデル地区について分析し、さらなる拡充を図っていく。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西白井複合センターを補完する施設及び西白井地区の地域づくりの拠点となる集会などにも利用できる施設としての西白井地区コミュニティ施設整備に向け、建設準備委員会を設置し、具体的な施設内容、管理運営方法等について検討する。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の改修に合わせて予定されている市民活動推進センターの庁舎内への移設について施設の内容、運営方法等について検討を進める。市民活動の活性化を目指した講座など事業の拡充や運営協議会と市との協働により市民活動の更なる推進を図る。 ・市民団体活動支援補助金については申請団体が固定化していることから、公益活動を行っている新規の市民団体や新たに公益活動を行おうとする団体の補助金の活用の促進を図る。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団塊シニア世代が地域社会の担い手となれるよう関係各課で方策を検討する。 ・市民活動推進センターについては、運営協議会への委託により施設の管理運営が充実してきているが、市民活動団体同士の連携協働も促進するため、コーディネート機能の強化を図る。 ・運営について、現在市民活動推進センター登録団体で組織する運営協議会に委託しているが、今後は指定管理者制度の導入も含めた管理運営のあり方を検討する。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館役割について、団体による教育の場から個々の生涯学習の場へ転換できるよう、各種事業展開を検討する。 ・図書館は、社会情勢(情報化、高齢化)に合わせたサービスの提供をして、生涯学習支援をする。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツクラブ支援事業を中心にしてその内容を充実し、ライフステージに応じたスポーツの提供、スポーツを通じた地域コミュニティ貢献を図っていく。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動公園陸上競技場については、老朽化等についての整備方針について検討する。 ・市民プールの改修等については、今後検討する。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術で社会貢献をしようとする有志が62名集まり、その関係者によって平成25年度に白井市文化団体協議会が立ち上げられたため、自主的な活動を支援していく。 	<p>1次評価のとおり</p>
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化財を次世代へ保存・継承する必要があることを理解いただけるよう広報普及を図る。 ・文化財の各種調査を推進し文化財の記録化を進め、調査をして必要なものは滅失の危機のあるものから指定文化財化し保護・継承を図る。 ・古文書の修補については、市民ボランティアの技能向上に努める。 ・市史編さん事業については他市の状況などを調査し今後の方針を検討する。 	<p>1次評価のとおり</p>

大綱	節	施策	具体的施策	進捗状況	課題
			第3節 活力ある産業を振興し、市民の就業機会を拡充します		
			18. 農業の振興(重点施策)		
		(1)	農業経営の活性化支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の価格が低迷するなど農業経営が厳しい状況にあり、経営安定のための支援が求められている。 ・県内第1位の梨産地としての維持・発展を目指すため、ブランド強化と経営支援が必要である。 ・安全で新鮮な農産物を地元で消費する「地産地消」の取り組みが求められている。 ・農産物直売所(朝市、やおばぁく等)の認知度及び集客力の向上並びに生産者の参加を促進する必要がある。 ・梨以外の農産物のブランド化が必要である。
		(2)	農地の保全と担い手の育成	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の後継者不足などから農地の遊休化が進みつつあり、今後とも農地の適正な利用と管理を図る必要がある。 ・耕作放棄地については、その要因などを確認し、農地再生可能性などを個別に分析する必要がある。 ・土地改良事業により整備された農業用施設(用排水路、用排水機場など)が築後50～60年経過しているため改修、修繕等が必要になっている。 ・後継者・新規就農者などの担い手育成については、農業の労働、技術、収入など経営についての研修機会などの支援が必要である。 ・地域の中心的担い手となる農業者を育成し明確化するとともに農地の利用集積・集約を進め、経営の効率化や遊休農地の解消を図る必要がある。
		(3)	農業・農村の交流の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験や援農などを通じ、農業に対する理解を進めることが重要になっている。 ・生産者と消費者との交流による農業理解と地産地消をより推進するためには、農業者自ら農業体験事業を実施し相互理解を深める必要がある。 ・市民農園については、市民の農業体験の場、遊休農地の防止、農業経営としても有効であるため、民間市民農園の開設を推進し支援する必要がある。そのため、市運営の市民農園は民間市民農園に移行する必要がある。
			19. 商・工業の振興(重点施策)		
		(1)	商・工業の活性化支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業の活性化には、今後も市内の事業者にも効果的な支援策を継続していく必要がある。地域経済の循環、新たな振興策が必要である。 ・産業振興条例に基づく産業振興ネットワーク会議において、現在市の産業の現状、産業振興活性化策について意見交換がされており、にぎわいの創出や 白井独自の仕組み作りなど今後効果的なものを検討し、具現化していく必要がある。 ・工業専用地域へのアクセス道路について、すみやかに事業を進める必要がある。
		(2)	企業誘致の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉ニュータウン地区や工業専用地域などで誘致可能な個所については、企業誘致を継続していく必要がある。 ・市内には事業者が求める面積、条件の土地が少なく、工業専用地域においては、購入を希望する事業者が多い一方で地権者は賃貸を希望していることも、企業立地の進まない要因の一つとなっている。
		(3)	就労・就業の支援	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者の就業支援のため、就労相談や就業情報の提供拡大などが求められている。 ・多様化・複雑化する労働問題が存在するなか、労働相談のPRが必要である。
		(4)	消費者保護の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度消費者庁「消費生活に関する意識調査」によると、消費者被害に遭って「行政機関の窓口相談した」と回答した人の割合が13.1%となっており、表面化していない消費者トラブルの未然防止・解決に向けて、消費生活相談窓口の認知度を高める必要がある。 ・消費者教育推進法に基づき、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた消費者の自立を支援するため、学校、家庭、地域、その他の様々な場において消費者教育を推進する必要がある。 ・消費生活相談において、60歳代以上の割合が半数近くとなっており、高齢者を狙った様々な悪質商法が増えている状況を踏まえて、消費者被害に遭わないように高齢世代に対する広報・啓発はもとより、家族や地域の方々の方々の身近な人への啓発や見守り体制づくりの構築が必要となる。

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営の現状は、農作物の価格の低迷などにより依然厳しい状況にあり、経営安定のための支援は必要である。特産品の梨については、長期に亘る経営戦略が求められるため、果樹経営が次世代に引き継がれるよう生産基盤の強化に対する支援を検討する。 「地産地消」の推進が必要であるため、直売所や各種イベント等のPRを強化する。また、販売場の拡充、その支援を検討する。 新たな農産物のブランド化について研究・検討する。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域毎に人(高齢化・後継者不足)と農地(耕作放棄地の増加等)の問題を解決するための未来の設計図である「人・農地プラン」を策定し、担い手を育成するとともに後継者がいない農家や高齢化等で使用しなくなる農地の利用と地域農業の担い手を明確にする。 遊休農地は、担い手農業者、農地中間管理機構(千葉県園芸協会)、農業委員会と連携し、利用集積等を進めることで解消を図る。また、農地所有者が運営する市民農園の開設を支援する。 新規就農者に対する、農地や技術研修会等の情報提供などの支援を行う。 老朽化している土地改良施設について、県、関係自治体等と連携し改修を行い、農業経営の安定化等を図る。 	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者と消費者との交流による農業理解と地産地消をより推進するために、農業団体や農業者自らが行う農業体験などの事業を支援する。 市民農園については、市民の農業体験の場、遊休農地の防止、農業経営としても有効であるため、民間市民農園の開設を支援し推進する。また、市運営の市民農園については民間市民農園に移行する。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に商工会と連携して、市内商工業者の活性化、市民の高齢化や買い物弱者への対応となる社会的取組とした「くらしなんでもお助け隊」事業について、さらなるPR、充実に努める。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業振興条例の理念でもある地域内で連携して、地域経済の循環を生む横断的な仕組みづくりについて、産業振興ネットワーク会議とともに検討していく。 工業専用地域へのアクセス道路の整備について、用地協力をいただき事業を進めていく。 	1次評価のとおり
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業立地奨励金などの誘導策については検討していく。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致の推進は、平成25年度の事業結仕分けにおいて事業縮小となったが、雇用創出、税収確保など効果、影響が大きく、地域経済の活性化、産業振興を図る上でも重要であり、産業振興条例においても企業立地の促進は市の責務とされ、事業の継続は必要である。 千葉ニュータウン区域内においては、企業向け施設用地の処分が完了するよう都市再生機構と連携を図り、情報収集に努めながら企業誘致を進めていくこととする。 	企業誘致は税収確保、雇用創出、産業振興に繋がるため、引き続き推進されたい。
<p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職者の就業支援を進めていくなかで、より多くの就業情報の提供を行いながら就労相談を実施していく。また、ニーズに合わせた就職支援セミナーなどを開催する。 	今後の高齢化の進展に対応し、高齢者の就労支援について推進されたい。
<p>(短期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から相談日の開設を月曜日から金曜日の5日体制とするとともに、市消費生活センターの設置に関し条例化を図り、その役割についての理解を広める。 <p>(中長期的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者に関わる悪質商法が増えてきている状況を踏まえて、白井市高齢者見守りネットワークを活用し、消費者関連情報の周知や被害の掘り起しができるように努める。 消費者の自立を支援するため、ライフステージに対応した消費生活に関する講座の開催や啓発を実施していく。 	1次評価のとおり

大綱	節	施策	具体的施策	進捗状況	課題
5章 みどり豊かで快適なまちを築く					
第1節 水とみどりに囲まれた美しいまちをつくります					
20. 自然環境の保全と活用(重点施策)					
		(1) 自然環境の保全		やや遅れている	・山林面積が減少している中、将来にわたって残すべき貴重な自然環境を保全する必要がある。 ・(仮称)谷田・清戸地区市民の森整備計画について、土地所有者との合意形成が図られていないため、策定が遅れている。
		(2) 自然とのふれあいの場の提供		おおむね順調	・特別保全緑地の新規候補地及び維持管理方法の検討が必要である。 ・印旛沼、手賀沼、河川の水質改善や水辺の環境保全に関する効果的な啓発活動等を行う必要がある。
第2節 資源を有効に活用し、環境にやさしい活動をすすめます					
21. 生活環境の保全					
		(1) 環境学習の推進		順調	・講座等の新たな企画、拡充には市民協働が必要である。
		(2) 環境美化活動の推進		おおむね順調	・市民の環境美化に対する意識を更に醸成する必要がある。 ・環境美化活動に「今後取り組みたい」と回答した市民の割合は30%弱であることから、環境美化活動に関心を抱く市民が積極的に参加できる方法を検討する必要がある。
		(3) 公害防止対策の推進		おおむね順調	・下水道整備により、汚水の適正処理は進んでいるものの、市街地の雨水排水(コンクリートやアスファルトで不透水性となった地表に堆積した汚れの流入)や農地からの排水(肥料の流入により富栄養化)による水質への負荷が高く、河川、湖沼の水質改善が課題となっている。 ・大気汚染や悪臭に関しては発生源に対しての改善の推進が課題である。 ・アスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民の間で、肺がんや中皮腫などアスベストが原因とみられる健康被害が多数発生していることが全国で報告されており、対応が求められている。
		(4) 廃棄物の違法行為防止対策の推進		おおむね順調	・道路沿線に不法投棄されにくい対策が必要である。 ・大量の不法投棄は、管理の行き届かない山林など特に人目の付きにくい場所で行われる傾向にあることから、土地所有者の適正な管理を依頼する必要がある。 ・行為者が特定された不法投棄物の撤去については、指導の強化が必要である。
22. 循環型社会の形成					
		(1) ごみの減量化・資源化の推進		おおむね順調	・ごみ排出量の減量化、資源化には、家庭ごみの分別及びリサイクルの意識向上が更に必要である。
		(2) ごみの適正な収集・処理の推進		おおむね順調	・ごみ処理を適正、安定的に実施していくために必要な次期中間処理場の建設が遅れている。
		(3) 地球温暖化防止対策の推進		順調	・太陽光及び高効率給湯器に対する補助事業が平成27年度までの時限であることから、今後の事業の進め方について検討する必要がある。 ・市民及び企業に向けて、環境負荷を低減し、地球温暖化防止など環境の保全に役立つ情報の提供を拡充する必要がある。 ・地球温暖化防止のため、施策展開には地域的広がりを考慮した地域計画が必要となる。 ・国における再生可能エネルギー普及促進の重点が、太陽光発電から再生熱エネルギーやバイオマスエネルギーの利用に移ってきていること及び、地域一体としての再生可能エネルギーに対する取り組みを重視する点が顕著となっていることから、温暖化対策及びこれに含まれる再生可能エネルギーに対する施策を検討する必要がある。

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
(短期的方針) ・土地所有者との合意形成を図り、(仮称)谷田・清戸地区市民の森整備計画の対象用地の確保を進める。 ・(仮称)谷田・清戸地区市民の森整備計画を策定する。 (中長期的方針) ・緑地保全重点地区をはじめとして、関係者との協力を得て、自然環境の保全に努める。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・(仮称)谷田・清戸地区市民の森整備計画区域等を特別保全緑地指定の新規候補地として検討する。 ・河川等における清掃活動に県のアダプト制度等を活用した市民団体との協働を検討する。 ・印旛沼、手賀沼、河川の水質改善や水辺の環境保全に関する啓発活動の方法を検討する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・環境講座や体験学習等の開催内容などを充実させる方策、市民との連携を拡充する方策を検討する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・市民が環境美化活動へ積極的に参加できる方法や美化活動への支援方法を検討する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・大気汚染や悪臭等の公害を防止するため、パトロールを強化する。 ・アスベスト対策を推進するため、補助金制度の更なる啓発活動を行う。 (中長期的方針) ・河川、湖沼の水質改善を図るため、単独浄化槽を使用している方への合併浄化槽への切り替えの促進させるため、補助金制度を積極的に周知するとともに、合併浄化槽の適正管理を促進するための啓発活動を行う。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・不法投棄監視パトロールを強化する。 ・道路沿線ポイ捨て禁止の啓発活動を「(2)環境美化活動の推進」により実施する。 ・土地所有者に適正管理を依頼する。 ・不法投棄物の撤去指導については、関係機関との連携を強化し対応する。 (中長期的方針) ・監視カメラ設置により、不法投棄の抑制効果が高いことから、移動式監視カメラの台数を増やす。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・更なるごみの減量化、資源化を推進するため、減量化・資源化対策や関係補助制度等の啓発活動を拡充する。 ・ごみ減量化資源化基本方針を策定する。 (中長期的方針) ・ごみの減量化を図るため、ごみ袋に収集運搬費用などの一部を転嫁する有料化を検討する。 ・ごみ減量化資源化基本方針を推進する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・次期中間処理施設の建設について、早期に実施できるよう印西地区環境整備事業組合に構成市町と共に協力する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・次期地球温暖化防止対策実行計画を策定する。 ・太陽光発電及び高効率給湯器補助事業に対する平成27年度以降の取り組みを検討する。 ・温暖化防止及び再生可能エネルギー等についての情報提供を充実する。 (中長期的方針) ・次期地球温暖化防止対策実行計画を推進する。 ・地球温暖化防止対策を推進するため、地域計画の策定に向けた検討を行う。	1次評価のとおり

大綱	節 施策	具体的施策	進捗状況	課題
	第3節 便利で住みやすい環境づくりをすすめます			
	23. 住環境の整備			
	(1) 市街地形成の推進	おおむね順調		・市街化区域に隣接する一部市街化調整区域の土地利用方針、既成市街地の未利用地(生産緑地)の有効活用、魅力ある中心市街地の整備、既成市街地で不足している公園の整備等に対応するため、都市マスタープランを見直す必要がある。 ・公園施設等の安全・安心を確保しつつ、重点的、効果的な維持管理更新を行う必要がある。 ・マンションについては、建物の老朽化や居住者の高齢化に対応するため、新たな支援策を検討する必要がある。
	(2) 景観形成の推進	遅れている		・地域の特性を生かした景観形成を推進するための手法が必要である。
	24. 生活基盤の整備(重点施策)			
	(1) 道路整備の推進	やや遅れている		・道路については、整備および維持補修を順次進める必要がある。 ・平成26年3月の道路法改正に伴い、トンネル・道路・道路付帯物等の点検を5年に一度行う事が道路管理者に義務付けられたため、道路等の維持管理体制を見直す必要がある。
	(2) 橋梁・河川整備の推進	おおむね順調		・河川・水路の整備及び維持補修については、計画的に進める必要がある。 ・橋梁については、平成26年3月の道路法改正に伴い、橋梁の点検を5年に一度行うことが橋梁管理者の義務付けられたため、管理体制を見直す必要がある。
	(3) 上下水道整備の推進	おおむね順調		(上水道) ・法定水圧や非常時水源の確保、受水費の低減を図るため、配水場の建設を進める必要がある。 ・配水管については、最長で29年を経過するため、老朽化対策や耐震化を図る必要がある。 ・水源の確保、受水費の低減を図るため、用水供給事業の統合を要望する必要がある。 (下水道) ・汚水全体計画について、合併処理浄化槽の設置状況を踏まえ、公共下水道区域の縮小を検討する必要がある。 ・汚水・雨水管渠については、最長で41年を経過するため、老朽化対策が必要である。 ・経営状況の明確化を図るため、企業会計の導入を進める必要がある。
	(4) 斎場・墓園整備の促進	順調		・斎場のうち火葬炉については、6炉(予備炉1含む)の計画となっているが現在4炉稼働となっており、増設については利用状況を勘案し検討する必要がある。
	25. 公共交通の促進(重点施策)			
	(1) 鉄道の利便性の向上	やや遅れている		・成田スカイアクセス線一般特急の市内駅への停車、運行本数の増加や北総線を利用する市民の安全性の確保など利便性の向上について関係機関に対して要請する必要がある。 ・平成27年度以後の運賃値下げについて、北総鉄道をはじめとする関係機関と協議する必要がある。
	(2) バスの利便性の向上	おおむね順調		・路線バスのルートの維持等を要請していく必要がある。 ・循環バスの利用者1人当たりの市負担額は、年々減少しているものの、平成25年度で293円となっていることから、効率的・効果的な運営方法を検討する必要がある。 ・市は高齢者等の交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の解消、公共施設等の利用促進を図ることを目的としているが、市民からは利便性の追求を求められており、市と市民の間にギャップが生じていることから、循環バスの役割について整理する必要がある。

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
(短期的方針) ・都市マスタープランを見直す。 ・公園施設の長寿命化計画を策定する。 (中長期的方針) ・都市マスタープランの実現を推進する。 ・マンションの老朽化、居住者の高齢化への対策を検討する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・地域の特性を生かした景観形成を図るため、都市マスタープランに基本方針を示す。 (中長期的方針) ・地域の特性を生かした景観形成を進めるための手法を検討する。	景観計画・条例の必要性について再度検討されたい。
(中長期的方針) ・整備および維持補修について、優先度、緊急度を勘案しながら順次進める。 ・道路台帳と道路等の点検内容のシステム化を図り、長寿命化計画の策定を検討する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・整備および維持補修について順次進める。 ・橋梁台帳や橋梁の点検内容のシステム化を図り、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・経営状況の明確化を図るため企業会計の導入を行う。 (中長期的方針) ・配水場及びそれに伴う配水管の整備を進め、その整備に合わせて非常用水源(地下水)を確保する。 ・水道施設の再構築、耐震化計画の策定、これらを考慮したアセットマネジメントの導入を行い、これに基づき老朽化対策、耐震化を進める。 ・水源確保のため、用水供給事業体の統合を関係機関に要望する。 ・下水道については、汚水の計画整備を現整備済区域周辺とし、合併浄化槽の設置状況を踏まえ、汚水全体計画等の公共下水道区域を縮小する。 ・下水道施設の台帳システムを構築し、ストックマネジメント手法を導入した中期改築修繕計画(長寿命化計画)を策定し、老朽化対策を進める。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・火葬炉の増設については、利用状況等を勘案し、組合及び構成市町と必要性を検討する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・北総線を利用する市民の安全性を確保するため、新バリアフリー法に基づき、警告ブロック等の敷設に対して補助金を交付する。 ・北総線を利用する市民及び沿線に居住する市民の安全や将来にわたる安全輸送を確保するため、橋脚橋梁の耐震化に対し補助することが重要であることから、沿線市と協議を進める。 ・平成27年度以後の運賃の値下げについて北総鉄道をはじめとする関係機関と協議する。 (中長期的方針) ・北総線の利便性の向上や運賃値下げについて、今後も関係団体とともに事業者に要請する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・路線バスのルートの維持を要請する。 ・循環バスのルートの維持に努めるとともに、市民からの運行内容に対する要望を検証する。 ・千葉レインポーバスの鎌ヶ谷線、西白井線の折り返し場の調整を早急に行う必要がある。 (中長期的方針) ・循環バスの運行目的を整理した上で、他の交通手段や受益者負担の公平性なども含め、路線バスも含めて循環バスのあり方等を検討する。	高齢化社会の進展により交通・移動手段の需要は高まっているため、路線バスと循環バスを合わせた市の交通政策について検討されたい。

【第3編 計画を推進するために】

章	取組	具体的取組	進捗状況	課題
第3編 計画を推進するために				
1章 行財政改革				
A. 地域主体のまちづくり				
	(1) 市民自治の仕組みづくり (重点取組事項)		遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティリーダーの必要性は増しているため、その育成については、市民大学校等と連携して、横断的に取り組む必要がある。 ・小学校区単位でのコミュニティを築き、地域の課題解決に向けて議論するなど市民自治の醸成を図るとともに、自治基本条例のあり方を検討する必要がある。
	(2) 市民によるまちづくりの推進		やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりを進めるため、地域のまちづくりの重要性について啓発を行うとともに、自治会長だけでなく福祉、防災、PTAその他の活動団体などを巻き込んだ組織作りや地域のまちづくり活動のリーダーの養成や発掘が必要である。
	(3) 職員の能力向上		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が求める職員像(市民の目線で考え、信頼される職員や市民ニーズに柔軟に対応できる職員など)を踏まえ、市民目線に立った職員を育成するための研修を行う必要がある。 ・職員企画提案制度について、職員の提案意欲を高めるため、制度の充実を図る必要がある。 ・女性職や専門職の管理職としての登用を進める必要がある。
B. 効率的な行政運営				
	(1) 民間活力の推進		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の節減や市民サービスの向上を図るため、アウトソーシング計画を早期に策定し、推進する。
	(2) 計画的な職員採用		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・当面厳しい財政運営が求められ、義務的経費である職員人件費の抑制への取り組みが課題である。 ・近年、予想を超える退職者が発生していることから、退職者の補充に伴い計画的な職員採用が必要である。 ・年金支給開始年齢の引上げに伴い、再任用職員の活用方法について検討する必要がある。 ・任期付職員採用に伴い、賃金等の人件費が増加することが懸念される。
	(3) 行政組織の見直し		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎整備に向けた設計と組織の見直しの整合が図られていない。 ・第5次総合計画策定などを踏まえ、新たな行政課題や重点施策などに対応できる効果的・効率的な行政組織の見直しが必要である。 ・更なる行政サービスの質や効率性の向上が図れる組織機構が求められている。
	(4) 行政評価の推進(重点取組事項)		順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の減少や扶助費の増加が見込まれることなどから、今後も市の財政状況は厳しい状況が続くものと見込まれ、事務事業評価の活用した事業の見直し・改善、スクラップ等が必要である。 ・行政改革大綱の見直しが必要である。
	(5) 電子自治体の推進		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の整備に伴い、セキュリティの高い庁内ネットワークの構築が必要である。 ・社会保障・税番号制度に対応したシステムの整備が必要である。 ・統合型GISの有効な活用方法について検討する必要がある。
	(6) 広域行政の推進		やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の相互利用のほか、関係自治体と広域的な課題の解決に向けて調整を図る必要がある。
C. 健全な財政運営				
	(1) 自主財源の確保		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少に伴い、市税の減少が見込まれる。 ・債権管理の一元化に向けた検討が必要である。
	(2) 歳入規模に見合った財政運営		順調	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や児童などの増加による扶助費の増加や、公共施設の老朽化に対応するための修繕費の増加などが見込まれることから、今後の財政運営に支障が生じないよう、様々な財政の健全化に取り組み、財政調整基金の取り崩しを抑制し、収支の均衡が図られるように努める必要がある。
	(3) 入札・契約方法の改善		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の拡大において、最も危惧されることは品質の低下であり、参加資格の設定方法と監督検査体制の強化が必要である。 ・プロポーザル方式(企画提案型)により業者選定をする際の統一基準を設ける必要がある。 ・総合評価方式は、膨大な事務負担、入札手続期間の長期化、対象案件及び評価項目の設定方法等に課題がある。
	(4) 公共施設の計画的営繕(重点取組事項)		おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う改修とストックマネジメントに基づく改修が同時に実施されており、予防保全には至っていない。 ・公共施設等総合管理計画の策定が求められている。

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
(短期的方針) ・自治基本条例のあり方を整理する。 (中長期的方針) ・地域コミュニティリーダーの育成や発掘について、関係各課で方策を検討し、重点的に取り組んでいく。 ・市民の自治意識の醸成を図るため、小学校区単位でのコミュニティの構築に取り組んでいく。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・地域の特性を生かしたまちづくりの重要性について市民への意識啓発を行う。 ・地域のまちづくりに向けて、小学校区ごとに地区の現状や資源などをまとめたもの(地区カルテ)を作成する。 ・地域のまちづくり活動のリーダーの養成や発掘を行う。	地域のまちづくり計画については、計画書の策定にこだわらず、地域活性化事業と一体的に進められたい。
(短期的方針) ・市民目線で考える職員の育成に向けた研修内容の見直し、人事評価の充実、女性や専門職の管理職への登用の推進等を盛り込むなど「白井市人材育成基本方針」の見直しを行う。 ・まちづくり研修等支援制度との有機的な連携をもった一体化など、職員企画提案制度の見直しを行う。 (中長期的方針) ・白井市人材育成基本方針に基づき、職員の能力向上・育成を進める。	職員が一層やる気と能力を発揮できるように研修内容等を見直されたい。
(短期的方針) ・アウトソーシング計画を策定する。 (中長期的方針) ・アウトソーシング計画を推進する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・予想を超える退職者の発生など新たな課題を踏まえ、「白井市職員定員管理指針」の見直し・策定を行う。 ・再任用制度の活用のあるあり方を検討し、基本的な方針を策定する。 (中長期的方針) ・白井市職員定員管理指針に基づく職員採用を進める。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・庁舎整備や第5次総合計画の策定などを踏まえ、「(仮称)白井市行政組織機構の見直し方針」を策定する。 (中長期的方針) ・「(仮称)白井市行政組織機構の見直し方針」に基づき、行政組織の見直しを進める。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・第5次総合計画との整合性を考慮して次期行政改革大綱(平成28年度～)を策定する。 (中長期的方針) ・事務事業評価を活用して、事業の見直し・改善を進めていく。 ・行政改革大綱を推進する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・課題解決に向けて、情報化推進のための指針を策定する。 (中長期的方針) ・情報化推進のための指針を推進する。	1次評価のとおり
(中長期的方針) ・広域的な課題に対し、関係市等とともに解決に向けた方策を検討する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・税収を確保するため、更なる課税客体の捕捉等を進める。 ・コンビニ納付など収納機会の拡大や新たな収納体制について検討する。 (中長期的方針) ・滞納対策を継続的に強化する。 ・受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料を定期的に見直す。 ・未利用地や使用していない建物の処分も含め、長期的に有効活用を図る。	自主財源の確保につながる施策について調査研究されたい。
(短期的方針) ・新たな財政健全化計画(平成28年度～)を策定し、次期行政改革大綱に位置付ける。 (中長期的方針) ・財政健全化計画を推進する。	1次評価のとおり
(短期的方針) ・工事等の品質確保を図るため、検査担当の職員育成を図るとともに、中間検査の実施により施工期間全体を通じての工事実施状況等の確認を行い監督・検査体制の強化を図る。 ・民間企業の持つ優れた設計・施工方法に関する技術力を活かすことで、公共工事の総合的な価値を高めるため、総合評価方式の本格導入に向けた調査・検討をする。 ・価格競争だけでなく、企画・提案力のある業者を選定するため、プロポーザル方式における統一した運用基準を策定する。	引き続き入札・契約の透明性の確保に努められたい。
(短期的方針) ・対象施設ごとに改修箇所の把握や必要経費を算出し、施設改修の緊急性や老朽化等の状況を基に優先順位を決定することにより、ストックマネジメントシステム(中期保全計画)を見直し、改修費用の平準化と実行性のある施設の予防保全を進める。 (中長期的方針) ・学校施設を含んだストックマネジメントシステムを策定する。	ファシリティマネジメントの必要性について検討されたい。

章	取組	具体的取組	進捗状況	課題
2章 市民参加・協働				
D. 開かれた市政				
	(1) 情報の公開・提供の充実 (重点取組事項)	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理条例の研究検討が求められている。 ・文書管理規程の適切な運用を進める必要がある。 ・市民が見やすく、わかりやすいホームページ作りが必要である。 	
	(2) 広報・PR活動の充実	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・広報については、近年の情報化の進展は特に目覚ましいものがあり、これに伴って市民が必要とする情報もこれまで以上に多種多様化していることから、市民が求める情報や伝えるべき情報をリアルタイムで正確に提供できるための情報伝達手段・機会を確保し、市民が「いつでも必要な時に」「必要な情報を」入手できる環境を整える必要がある。 ・PRについては、都市としてのイメージや知名度を高め、白井市に「住んでみたい」、「住み続けたい」と思われ、ひいては人・情報・技術の集積が図られ、都市の活性化につながることをめざしているが、必ずしも高い知名度になっているとは言えない。 ・特産の梨や自然薯、都市近郊で豊かな自然が残り農業・商業・工業や都市と農村が調和した住みやすさ、災害に強い安心安全なまちなど、白井市の特性・魅力をシティセールスとして市と市民、各種団体が一丸となって市内外に効果的に発信していく手段を整えていく必要がある。 	
E. 市民参加・協働の推進				
	(1) 広聴活動の充実	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングは、地域ごとの開催で地域の困っていることなどについて直接伺う場と位置付けているため、往々にして防犯灯の設置などの要望事項に留まり、市全体の将来のまちづくりに向けた議論になりにくいという課題があり、あり方を見直す必要がある。 ・ミニ懇談会は近年開催回数も少なくなっていることから、周知や実施方法の見直しが必要である。 	
	(2) 市民参加の推進	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市市民参加条例」に該当する計画や事業を拡充するなど、条例を見直す必要がある。 ・全庁的に市民参加に取り組むため、職員のさらなる意識の向上が必要である。 ・市民公募の定員数の増加やより多くの市民の意見が反映できるよう工夫することが求められている。 ・市民公募に応募する市民はある程度決まっており、行政に参加する市民が固定化している傾向がある。 ・公募市民の対象者を住民基本台帳からの無作為抽出により選定することで、今までは市政に参加する機会が少なかった世代へ市民参加の門戸を開いていく必要がある。 	
	(3) 市民との協働の推進(重点取組事項)	おおむね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・指針となる市民参加・協働プランを市民と職員に周知して推進していくこと。 ・市民参加・協働プランの考え方、視点を市全体に浸透させていくこと。 	

今後の展開(1次評価)	今後の展開(2次評価)
<p>(短期的方針) ・文書管理規程の遵守徹底を進める。 ・市ホームページの見直しを行う。</p> <p>(中長期的方針) ・情報公開コーナーやホームページ等のアクセシビリティ(利用しやすさ)を向上させるとともに、提供する情報の質及び量を向上させる。 ・公文書管理条例の研究検討を進める。</p>	1次評価のとおり
<p>(短期的方針) ・広報紙については、ポスティングを実施していることのPRに努め配布部数の拡大を図っていく。また、広報紙の劣る即時性や近年の情報化の進展に対応するため、ホームページのリニューアルやソーシャルネットワークサービス(ツイッター)の導入を図る。 ・PRについては、メインとなる「なし坊」の商標権を確保し、なし坊グッズの充実を図るとともに、ふるさと大使制度を創設し、市民・民間と連携・協働しながら梨をはじめとした市の魅力発信を行う。</p> <p>(中長期的方針) ・広報紙については、広報紙の更なる充実を図るため、一部カラー印刷の導入や広告収入、全戸配布に向けた手法の検討を進め、将来的には配布率100%をめざすとともに、ホームページの充実、ツイッターのアカウントを随時追加し、また、フェイスブックやラインなど効果的な他の情報伝達手段の導入検討を進め、市民が求める情報を迅速・正確に分かりやすく伝えられる体制を整える。 ・PRについては、メインとなる「なし坊」を中心に、ふるさと大使制度の充実など、シティセールスとして市、市民、事業者が連携・協働し一体となって取り組む体制の整備を図り、梨をはじめとした市の魅力発信を行う。</p>	1次評価のとおり
<p>(短期的方針) ・懇談会については、広報紙等を通じて制度の周知を図り、ミニ懇談会の開催回数の増加やタウンミーティングの参加者増を図る。 ・タウンミーティングについては、平成26年度に大きくやり方を見直し、これまでの市長との懇談方式からワークショップ形式に変更し、市民の皆さんに市全体と地区のまちづくりの将来像を語っていただく方式に改める。</p> <p>(中長期的方針) ・広聴については、市民の参加・協働を進める上で、情報提供と同様に重要であり、タウンミーティングのあり方や新たな意見聴取方法を検討する。</p>	長時間にわたる窓口や電話については、「対応マニュアル」を作成するなど組織として対応できるよう努められたい。
<p>(中長期的方針) ・市民参加条例について見直しを検討していく。 ・職員等研修を実施することで、全庁的に市民参加に取り組める体制を整える。 ・公募の市民委員については、無作為抽出による選定などを検討していく。</p>	1次評価のとおり
<p>(中長期的方針) ・無作為抽出による市民参加制度や協働事業提案制度、小学校区のまちづくりを通じて、市民が市や地域に参加しやすい環境を整備するとともに、市は協働の推進体制を構築することで、組織的に市民との協働を推進できるようにする。 また、地域や市民活動のリーダーとなる市民や職員が地域や市と市民、市民同士をつなぐ取り組みを実践し、地域の活動を上げていくことで、市民参加・協働プランの考え、視点を市全体に浸透させていく。</p>	1次評価のとおり

2. 第4次総合計画 後期基本計画 施策(取組)指標進捗状況一覧

【第2編 目的別計画】

大綱	施策目標	施策名	指標名	当初値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	目標値 H27	指標選定の考え方	目標値の設定理由 及び算定方法
1章 安心して子育て ができるまちを築く	1節 市民の子育てを 支援します	1. 子育て支援 の推進	ファミリーサポートセン ターの会員数	380人	448人	476	520人	500人	会員の増加により、人と人が助け合 う相互援助活動が活性化される。	制度の周知や利用しやすい環境づく りを進め、年間30人の増加を目指す。
			地域子育て支援拠点 事業の箇所数	3箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所	子育ての悩みや不安を和らげる、ふ れあいの場として重要である。	民間保育所2圏の新設に伴う増と桜 台地区への新設を進める。
			保育園待機児童の数の	23人	30人	46人	49人	0人	待機児童の解消は、安心して子どもを 産み、育てやすい環境づくりにつな がる。	保育園待機児童数は、年々増加して いるが、多様な施策を実施すること により0人を目指す。
			家庭的保育事業保育 ママ登録者数	0人	3人	4人	4人	5人	家庭的な環境での少人数保育を進め るため登録者を募る必要がある。	保育園待機児童の数の減少や近年 の市民要望を考慮し最大15人程度 の幼児に対応する登録者5人を目指 す。
			保育園の数の	6圏	8圏	8圏	8圏	8圏	保育園を増設し多様な保育需要に対 応することは、安心して子どもを産 み、育てやすい環境づくりが図れる。	多様な保育需要に適切に対応するた め民間2施設を新設(支援)する。
	2. 児童・青少年 の健全育成	児童保育の年間利用 人数	390人	425人	457人	504人	540人	児童の健全育成を図るうえで児童保 育の利用は重要である。	施設の増設により要望に対応する定 員枠の増加を目指す。	
		青少年を対象にしたイ ベントへの年間参加者 数	722人	1,022人	900人	623人	824人	より多くの青少年がイベントに参加 することにより活動の広がりと健全 育成が図れる。	青少年野外活動と子どもワンパク大 会などの参加者数で、現状を考慮し 102人の増加を目指す。	
	2節 子ども教育 の環境を 充実させ、 学びの場 を充実させ る	3. 学校教育の 充実	学校満足度	82%	85%	89%	87%	85%	児童生徒が充実した学校生活を営め ることが重要であり、教育内容の充 実を図る必要がある。	小学5年生、中学2年生の学校生活に 対する意識調査において、現状値を 考慮し3%の増加を目指す。
			小中学校校舎・体育館 耐震改修済校(改修予 定校9校体育館9校)	小中学校 校舎4校 体育館4校	小中学校 校舎5校 体育館6校	小中学校 校舎6校 体育館7校	小中学校 校舎6校 体育館9校	小中学校 校舎8校 体育館9校	児童生徒が安心した学校生活を営め ることが重要であり、施設改修は安全 対策を推進する必要がある。	耐震補強を進めるにあたり平成28年 度までの年次計画を立て計画ど りの実施を目指す。
			教職員一人1年あたり 市主催の研修会延べ 参加回数	1.8回	2.06回	2.8回	2.8回	2.5回	教育内容を充実するためには、教育 の指導方法の工夫や改善を進めるこ とが必要であり、教職員の研修による 資質向上は不可欠である。	現状の回数を踏まえ教職員一人1年 あたり2.5回の参加を目指す。
市内小中学校ホーム ページ1年間のアクセ ス件数			93,564回	167,296回	174,963回	210,339回	100,000回	開かれた学校づくりを進めるには情報 発信は重要であり、家庭などと情報共 有をより多くする必要がある。	現状の回数を踏まえ100,000回を目指 す。	
1節 防災・自 然災害や 事故を 未然に 防ぐ	4. 防災対策の 推進	災害時支援協定の締 結団体数(民間事業 者)	23団体	34団体	31団体	31団体	28団体	災害時の応急物資等の供給、応急復 旧の円滑化を図るため災害時支援協 定を充実する必要がある。	協定締結実績を考慮し、年間1件増 で5件の新規締結を目指す。	
		自主防災組織の団体 数	40団体	46団体	48団体	49団体	45団体	各自治会において、自主防災組織を 設立することにより、地域の防災活 動を推進する必要がある。	設立実績を考慮し、年間1件増で5 団体の新規設立を目指す。	
	5. 交通安全・防 犯対策の推進	防犯灯の設置数	4,411基	4,627基	4,734基	4,872基	4,761基	防犯対策のため、防犯灯を効果的、 計画的に設置する。	設置実績を考慮し、年間70基とし35 0基設置を目指す。	
		安全・安心メールの登 録者数	1,217人	全体1,754 (防犯1,199)	1,624人	1,889人	1,580人	より多くの市民に情報提供を進める必 要がある。	平成21年3月現在の登録者数に対し 毎年約5%の増加を目指す。	
	2節 くらしの 安心を 支える	6. 障がい者・高 齢者福祉の充実	グループホーム等の整 備数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	2箇所	障がい者グループホーム等が不足し ていることから整備する必要がある。	事業者と連携し、障がい者の利用要 望を考慮し2箇所10人程度対応の施 設整備を目指す。
シルバー人材センター の登録人数			415人	451	458	441人	500人	高齢者の社会参加(就労)状況を把握 することができる。	今後高齢者層の増加も考慮し20%の 増加を目指す。	
保健福祉相談件数			644件	590件	808件	718件	800件	市民に保健、福祉のことについて必要 な情報やサービス提供する必要がある。	気軽に相談できる環境づくりを進め 20%の増加を目指す。	
要介護認定率(75歳 以上の高齢者)			29%	29%	30%	30%	28%	高齢者の増加により要介護認定者も 増加すると見込まれ、様々な支援や 予防対策が求められている。	認定者は増加傾向にあり、認定率は H27見込みでは29%であるが、様 々な施策を通して1%の減少を目指す。	
7. 地域福祉社 会の形成	地区社会福祉協議会 の活動拠点整備数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	7箇所	活動を支援するため全7地区への整 備が必要である。	地域福祉活動を推進するかなめとな るため全7地区への整備を目指す。		
3節 あな たの 社会 を 支 え る	8. 人権が尊重 される社会の推 進	女性生き生き相談件 数/年	87件	100件	94件	110件	90件	潜在化している事案を早期に発見し 支援していくため利用者の増加を図 ることは重要である。	気軽に相談できる環境づくりを進め 現状値以上の件数を目指す。	
		市が設置する審議会 などにおける女性委員 の割合	26.8%	27.5%	29.1%	30.4%	30%	市が設置する審議会などへの参画率 を高めることで男女の平等な社会参 加を推進することは重要である。	市で定める委員の選任基準及び国の 男女共同参画計画で示す30%を目指 す。	
	9. 男女共同参 画社会の推進	家族経営協定の締結 数	42件	43件	54件	59件	50件	家族内や仕事のうえで男女の平等 な社会参加を推進することは重要であ る。	制度の周知に努め、現状を考慮し2 0%の増加を目指す。	
10. 平和・国際 理解の推進	平和に関する各種事 業への参加者数	200人	150人	200人	360人	250人	講演会や映画会などの平和事業の参 加者を増加させていくことは平和の大 切さを広く市民に伝えることができる。	事業の周知に努め、現状を考慮し、 25%の増加を目指す。(折り紙運動、 パネル展などの参加者が特定困難な ものは除く。)		
	国際交流事業に関する 参加者数	550人	1,091人	1,264人	1,229人	825人	国際交流関係の事業へ参加したり、 国際ボランティアとして活動すること により、市民の国際理解を推進でき る。	事業の周知に努め、現状を考慮し 50%の増加を目指す。		

大綱	施策目標	施策名	指標名	当初値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	目標値 H27	指標選定の考え方	目標値の設定理由 及び算定方法
3章 健康で暮らせるまちを築く	1節 市民一人ひとりの健康づくりを支援します	11.健康づくりの推進	健康増進ルームの年間利用者	23,609人	22,774人	26,237人	25,722人	24,600人	健康づくりの主體的な実践者として健康増進ルームの年間利用者を増やすことは重要である。	年間200名ずつ利用者を増やすことにより5年間で1,000人の増加を目指す。
			健康教育を受けた人の数(延べ人数)	7,663人	7,164人	7,188人	7,218人	8,500人	健康に関する正しい知識を得ることで、健康増進や生活習慣病予防を推進する。	年間対象者150人ずつの増加により5年間で750人の増加を目指す。
			よくかんで食べている人の割合	84%	93%	90%	91%	86.0%以上	健康の視点から「よくかんで食べる」は重要であり、幼児のころから習慣を身につけ実践する必要がある。	幼児の健康診査や健康教育などを通して習慣づけを進め、3歳児健康診査事業において問診により確認し目標を目指す。
			学校給食への地元農産物供給品目数	12品目	12品目	23品目	21品目	14品目	保育園や小・中学校で地元生産の農作物を使用することにより地産地消を推進し食育を推進する必要がある。	生産者と協議しながら、安全で安定的な供給に考慮し2品目の増加を目指す。
12.保健・医療の充実	育児について相談相手のいる母親の割合(健診時)	96.8%	97.4%	98.5%	97.3%	96.8%維持	国が策定する健やか親子21の指標値を準用する。	子育て世代が増加しているが、現状値の維持を目指す。		
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群	24.5%	25.4%	23.8%	24.2%	22.05%以下	国が策定する健やか親子21の指標値を準用する。 国が策定する「医療費適正化計画」に基づく都道府県別の「県医療費適正化計画」の指標値を準用する。	検診や保健指導により国の指標値を目指す。		
4章 元気に活躍できるまちを築く	1節 まぶる地を域市支・民援まがしち進	13.地区コミュニティの活性化支援	市民自治組織への加入率	72%	69%	68%	68%	75%	地区コミュニティの活性化は、核である市民自治組織への会員加入促進が必要不可欠である。	過去3年間の実績から加入率が低下傾向にあるが、市民自治組織と連携し3%の増加を目指す。
			14.公益的市民活動の支援	市民活動団体登録数	54団体	55団体	54団体	55団体	56団体	協働のまちづくりを進めるにあたり、市民活動団体の活性化が重要であり、市民活動推進センターの登録団体を増やす必要がある。
	2節 生涯にわたる学習活動や文化活動を支援します	15.生涯にわたる学習活動の支援	市民大学卒業生でボランティア・市民活動への実践意欲がある人の割合	18.6%	34.6%	32.2%	28.3%	30.0%	ボランティア・市民活動への実践意欲がある人を増やすことが生涯学習の大きな成果であり、まちづくりに繋がるものと捉える。	市民大学校受講生が卒業後にボランティア・市民活動へ移行できるよう支援し、実践意欲のある人を卒業生全体の30%となるよう目指す。
			社会教育認定団体数	143団体	155団体	149団体	135団体	160団体	認定団体の数を増やすことは、生涯学習を振興するうえで有効である。	経年の状況から年3～5団体程度の増加を目指す。
			市民一人当たりの年間図書貸し出し冊数	9.6冊	8.8	8.5冊	8.7冊	10.0冊	図書の有効活用は、市民の自主的な学習活動を支援するうえで有効である。	貸出冊数が減少しているが団塊世代などの利用が見込まれることから3%(0.4冊)の増加を目指す。
	16.スポーツ活動の支援	体育施設延べ利用者数	214,276人	208,217人	213,695人	246,059人	224,989人	公共の体育施設の利用者を把握し、さらに市民がスポーツに親しむ機会を提供する。(運動公園陸上競技場・グラウンド・庭球場・プール)	利用しやすい施設運営に努め、現状を考慮し5%の増加を目指す。	
		総合型地域スポーツクラブ数	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所	市内全域に身近でスポーツができる環境を整えるため総合型地域スポーツクラブを将来全中学校区単位に設立する必要がある。	設立未設置地区1か所の設立を目指す。 ・白井中学校区	
	17.文化・芸術活動の支援	人材育成支援事業参加者	0人	0人	0人	62人	60人	文化・芸術活動を支える人材を育成する必要がある。	文化・芸術活動の活性化に努めながら人口の0.1%の確保を目指す。	
		年間古文書修補枚数	660枚	436枚	773枚	1,104枚	700枚	市民が主体的に保護活動を実践することにより効果的・効果的に文化財が保護される。	修補技能の向上を図りながら現状値以上を目指す。	
	3節 市民節の就業力機会を産業を拡充し振興	18.農業の振興	認定農業者(団体含む。)	47人	52人	56件	52人	60人	認定農業者を増やすことは、担い手の確保・育成に効果的である。	制度の周知や支援の充実に努め40%の増加を目指す。
19.商・工業の振興		事業所数	390社	562社 H21経済センサス実績	665社 H24経済センサスより	601社 H24経済センサスより	400社	企業誘致や商・工業振興策の成果として、また、市内産業の振興・活性化の指標として事業所数を捉える必要がある。また、事業所数の増加は、市内の経済活動が活発化する大きな要因である。	景気の変動により影響を受ける可能性はあるが、期間内で起業・立地事業所を10社増やすことを目標値とする。	
	職業紹介所による就職件数	85件	135件	148件	130件	100件	就労・就業を支援するため紹介所の利用促進を図る必要がある。	相談しやすい環境づくりを進め、過去の実績数値をもとに20%の増加を目指す。		

大綱	施策目標	施策名	指標名	当初値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	目標値 H27	指標選定の考え方	目標値の設定理由 及び算定方法
5章 みどり豊かで快適なまちを築く	1 暮らしに節水を とみたく美と	20. 自然環境の 保全と活用	市内の山林面積	530ha	511ha	510ha	482ha	504ha	自然環境の象徴として山林は、近年2%～5%減少しているため健全は重要である。	自然環境の保全意識を高め市民の協力のもとに年間1%の減少を目指す。
			オオタカの営巣	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	生物多様性の象徴としてオオタカの生息は貴重である。	自然環境の保全意識を高め市民の協力のもとに現状値を維持を目指す。
	2 すめすめ資源を有効に活用し、環境にやさしい活動を	21. 生活環境の 保全	環境フォーラム参加者数	88人	138人	176人	174人	130人	環境学習を広く市民の参加を得て連携して開催するものとしてフォーラムの参加者増を図る必要がある。	過去の実績を考慮し、毎年10%ずつ50%の増加を目指す。
			花いっぱい運動参加団体数	50団体	52団体	53団体	52団体	60団体	花いっぱい運動の参加団体をさらに増やし、市民と協働で取り組む運動として拡大することのできないまちづくりを進めることができる。	運動の周知に努め、過去の実績を考慮し、5年間で10団体の増加を目指す。
			ごみゼロ運動に参加する市民の割合	15.8%	7.2%	13.1%	8.8%	30%	ごみゼロ運動の参加者をさらに増やし、市民と協働で取り組む運動として拡大することのできないまちづくりを進めることができる。	運動の周知に努め、過去の実績を考慮し、5年間で現状値の100%の増加(2倍)を目指す。
			道路等不法投棄物の年間回収量	19.67トン	40.5トン	39.9t	24.3t	10.0トン	不法投棄を減少することで良好な生活環境を維持することができる。	防止対策を進め、現状値の50%(半減)減少を目指す。
	22. 循環型社会の 形成	市民1人1日当りの家庭ごみの排出量	504g	505g	499g	500g	470g	1人1日当りの家庭ごみの排出量を削減することにより、ごみの減量化を図ることができる。	印西地区で統一する目標値517gよりさらに10%の減量化を目指す。	
		1事業所1日あたりの事業系ごみの排出量	237.4g	168g	180g	197g	234g	事業系ごみを削減することにより、ごみの減量化を図ることができる。	印西地区で統一する目標値を目指す。	
		リサイクル率	19.9%	25.1%	24.0%	23.5%	24%	リサイクル率を増加することにより、循環型社会の実現を図ることができる。	印西地区で統一する目標値を目指す。	
	3 すめすめ便利で住みやすい環境づくりを	23. 住環境の整備	地区まちづくり計画策定箇所	1箇所	0箇所	1箇所	1箇所	3箇所	地区まちづくり計画は、まちづくり条例に基づき、市民が提案し、策定する計画であり、地域・地区の特性に応じた良好な住環境を形成することができ、策定箇所が増えることにより、良好な住環境の維持が図られる。	制度の周知や市民意識の高揚を図り2箇所の増加を目指す。
			24. 生活基盤の整備	汚水処理人口普及率	94.6%	94.8%	94.8%	94.9%	95.2%	快適な生活環境づくりのため、適正な汚水処理施設整備が必要である。また、前期基本計画からの継続比較が可能である。
	25. 公共交通の促進	循環バスの1年間の乗車人数	136,000人	146,532人	156,119人	165,770人	149,000人	循環バスの利用者数を増やすことにより市民の活動を支援し、まちを活性化することができる。	利便性の向上に努め、10%の増加を目指す。 交通弱者や交通不便地域への対応、公共施設等の利用促進を図りながら、利便性の向上に努める。	

【第3編 計画を推進するために】

章	取組名	指標名	当初値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	目標値 H27	指標選定の考え方	目標値の設定理由 及び算定方法
第3編 1章 行政改革	A. 地域主体のまちづくり	コミュニティリーダー人数	0人	0人	0人	0人	30人	地域コミュニティ活性化の担い手となるコミュニティリーダーを育成することは重要である。	9つの小学校区単位で3人～4人程度の育成を目指す。
		小学校区単位のまちづくり計画の策定	0地区	0地区	0地区	0地区	8地区	市民自らがまちづくりの役割と責任を担い、市民自治の確立をめざすには自らの地区のまちづくり計画を策定し推進する必要があるため	9つ全ての小学校区の内、合同して中学校区とする地区が1つあることから8地区での策定を目指す。
	B. 効率的な行政運営	行政改革効果額及び財政健全化計画効果額		3億5,564万円	4億5,123万円	5億3,417万円	13億5,700万円	効果額をもって効果・効率的な行政運営の進捗度を確認することができる。	行政改革実施計画及び財政健全化計画の効果額を目標値とする。
		職員定員管理指針に基づく職員数	431人	412人	418人	413人	424人	現行のサービス水準を維持しながら職員数を抑制することにより効果・効率的な行政運営の進捗度を確認することができる。	職員定員管理指針の計画人数を目標値とする。
	C. 健全な財政運営	事務事業評価により見直し・改善がなされた事業数	77事業	74事業	85事業	73事業	85事業	事業の見直し・改善をすることにより効果・効率的な行政運営の進捗度を確認することができる。	外部評価の導入などにより10%の増加を目指す。 計画策定時からの見直し・改善事業数ではなく、当該年度の新規の見直し・改善事業数を記載している。
		将来負担比率	26.1%	(計算上、マイナスとなるため)	(計算上、マイナスとなるため)	(計算上、マイナスとなるため)	25%以下	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額など)に、標準財政規模がどの程度占めているかを示し、この比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性があることを表すことができる。	本比率は低下傾向にあるが、債務残高の推移に留意しながら、市債の計画的な発行や縮小に努め、平成20年度(決算)を下回る25.0%を目標とする。
		財政調整基金残高	17億2,372万円	23億8,858万円	20億9,737万円	20億8,765万円	10億円	基金の取り崩し状況は財政の健全化に取り組んでいるかどうかを表すことができる。	厳しい財政状況が予測されるが、身の丈に合った財政運営を進め、10億円確保を目指す。
		市税徴収率	89.7%	89.6%	90.3%	91.3%	91.5%	市の歳入の大半を占めるのが市税であり、徴収率の向上により自主財源を確保することで健全な財政運営をすることができる。	過去の滞納分を含めた徴収率に単年度0.36%の増加を目指す。
	協働3編 2章 市民参加	D. 開かれた市政	年間ホームページアクセス件数	605,000件	537,418件	542,656件	549,498件	635,000件	市民にアクセスしてもらうことで必要な情報を入手することができる。
なるほど行政講座を受けた市民の年間受講者数			900人	1,659人	1,307人	2,145人	1,350人	市政情報の提供や施策を推進することにより市民との情報の共有化を図ることができる。	役に立つ情報提供に努め、年間50%程度の増加を目指す。
E. 市民参加・協働の推進		市政への関心度	52.3%				57.5%	市民参加・協働を推進するには市民の市政に対する関心を高める必要がある。	現状値を踏まえ、10%の増加を目指す。
	行政活動における市民参加・協働の事業数	118事業	150事業	150事業	149事業	130事業	実施計画事業全てにおいて、市民参加と協働の視点を持って取り組む必要がある。	現状を考慮し、5年間で12事業の増加を目指す。	